

目 次

行岡医学技術専門学校

1. 学 則		1
2. 学 則（別表）		13

学 生 便 覧

沿 革

学 園 歌

試験についての詳細

学 生 心 得

聴講生に関する細則

図書館閲覧規程

図書館利用案内

諸 願 届 一 覧

各種証明書発行について

授業料等学費納入規程

行岡医学技術専門学校

1. 学 則

学 則

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本校は教育基本法、学校教育法に定める専修学校にして、医療専門課程を置き、歯科衛生学、看護学に関する理論と実地技能を教え、兼ねてその品性を陶冶し、有為な看護師及び歯科衛生士を養成して、人類の福祉に寄与することを目的とする。

(名 称)

第 2 条 本校は「行岡医学技術専門学校」という。

(位 置)

第 3 条 本校は「大阪市北区本庄東 1 丁目 1 3 番 1 1 号」に設置する。

第 2 章 課程、学科、修業年限、定員、学期及び休校日

(課程、学科、修業年限、定員)

第 4 条 本校の課程、学科、修業年限及び定員は次のとおりとする。

課 程 別	学 科 別	昼夜別	修業年限	入学定員	学級数	総定員
医 療 専 門 課 程	看 護 第 1 学 科 (3 年課程全日制)	昼間	3 年	80 名	2 学級	240 名
医 療 専 門 課 程	歯 科 衛 生 科	昼間	3 年	50 名	1 学級	150 名

(在学年数)

第 5 条 本校の在学期間は 6 年を限度とする。

2. 休学期間は在学期間を含む。

(学年及び学期)

第 6 条 本校の学年は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

2. 本校の学期は次の 2 期とする。

前 期 4 月 1 日より 9 月 3 0 日まで

後 期 1 0 月 1 日より翌年 3 月 3 1 日まで

(休 暇)

第 7 条 本校の休校日は次のとおりとする。

(1) 日 曜 日 (看護第 1 学科は土曜日、日曜日)

(2) 国民の祝日に関する法律で規定する休日。

- (3) 夏期休業 8月1日より8月31日まで。
- (4) 冬期休業 12月21日より翌年1月10日まで。
- (5) 春期休業 3月21日より4月10日まで。
- (6) 創立記念日 2月18日

2. 学校長が必要と認めたときは、前項の休校日を変更し、又は臨時に休校日を定めることができる。

第 3 章 教育課程、授業時間数及び単位数

(授業科目・時間数)

第 8 条 本校の授業時間数は、年間800時間以上とし、教育課程は「別表1」のとおりとする。

2. 始業及び終業時間は、次のとおりとする。

課 程	学 科	始業時間	終業時間	曜 日
医 療 専 門 課 程	看 護 第 1 学 科	9 : 2 0	1 6 : 4 0	月 ～ 金
医 療 専 門 課 程	歯 科 衛 生 科	9 : 2 0	1 6 : 4 0	月 ～ 土

但し、臨地実習に関しては、受け入れ施設により、始業及び終業時間が異なるため、実習施設の指示に従うものとする。

3. 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成し、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習（臨地実習含む）及び実技については、30時間から45時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。

第 4 章 教 職 員

(職 員)

第 9 条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 学 校 長（兼務）…………… 1名
- (2) 看護副学校長 …………… 1名（看護第1学科）
- (3) 教 務 主 任 …………… 2名（各科に1名）

- (4) 専任教員 14名
- (5) 講師（兼務） 30名以上
- (6) 事務長（兼務） 1名
- (7) 事務職員 2名以上
- (8) 学校医（兼務） 1名

2. 専任教員は教務主任を含めて次のとおり置く。

- 歯科衛生科 4名
- 看護第1学科 12名（1）
- （ ）：実習調整者（再掲）

3. 第1項に定める教職員の業務分掌は、学校組織に関する規程に定める。

（会議）

第10条 学校運営の円滑化を図るため次の会議を設置する。

- (1) 運営会議
 - (2) 教務会議
 - (3) 講師会議
 - (4) 実習指導者会議
 - (5) 入学試験委員会
 - (6) 自己点検・評価委員会
2. 前項第1号から第4号については会議に関する規程に、第5号については入学試験に関する規程に、第6号については自己点検・評価実施に関する規程にそれぞれ定める。

第5章 入 学

（入学資格・入学試験）

第11条 本校に入学できる者は、学校教育法第90条第1項に規定する者とする。

2. 入学試験について必要な事項は、入学試験に関する規程に定める。

（入学時期）

第12条 本校の入学時期は学年の始めとする。

（入学手続き）

第13条 本校の入学手続きは次のとおりとする。

- (1) 本校の定める入学願書に必要事項を記載して第25条に定める入学検定料を添えて指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 前項の手続きを終了した者に対して、学力検査、出身学校長の調査書及び面接により入学者を決定する。

- (3) 本校の入学試験に合格した者は、指定された日までに誓約書及び第25条の入学金・授業料及び実験実習料の納入第1期分を添えて手続きをとらなければならない。
2. 学校長は前項各号の規定に基づく入学手続きを行なった者に対して入学を許可する。

第 6 章 転入学・転学及び休学並びに退学

(転入学・転学)

- 第14条 学校長は、定員に欠員が生じている場合に限り、転入学を希望し、転入学願を提出した者がいるときは、選考の上許可することがある。
2. 転入学の時期は、原則毎学年度の始めとする。
3. 他の学校に転学を希望する者は、転学願を学校長に提出し許可を得て転学することができる。

(休学及び復学)

- 第15条 学生は疾病その他やむを得ない事由により3ヶ月以上欠席する場合は、休学願を学校長に提出し、その許可を受けなければならない。但し休学期間は、通算して1年を超えることはできない。
2. その事由が疾病による場合は、休学願に診断書を添えて提出しなければならない。
3. 休学の事由がなくなったときは、相当学年に復学させることができる。前項の者が復学する場合は、学校長に復学願を提出しその許可を受けなければならない。

(退 学)

- 第16条 第18条の規定に該当する者には、退学を命ずることがある。
2. 自己の都合により退学しようとする者は、理由を記した退学願を学校長に提出しその許可を受けなければならない。

第 7 章 賞 罰

(表 彰)

- 第17条 学生の本分をつくし、品行方正、学力に優れた者でかつ他の学生の模範となる者は、表彰されることがある。

(懲 戒)

- 第18条 学校長は、次の各号の一に該当する者には、訓告、停学又は退学を命ずることがある。
- (1) 第5条に規定する在学期間を超えた者

- (2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者
- (3) 本校の規則に違反し、学生の本分に反する行為があった者、又は学校教育運営に著しく反した者
- (4) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者

第 8 章 学 習 評 価

(入学前の既修科目の認定)

第 19 条 大学、高等専門学校、文部科学大臣又は厚生労働大臣に指定を受けた以下の資格に係る学校若しくは養成所などに在学していた者の既修得単位に関して、本学における教育内容に相当するものと認められる場合には、総取得単位数の 2 分の 1 を超えない範囲で、学校長の認定により本学における履修に替えることができる。

- ・ 歯科衛生士 ・ 診療放射線技師 ・ 臨床検査技師
- ・ 理学療法士 ・ 作業療法士 ・ 視能訓練士
- ・ 臨床工学技士 ・ 義肢装具士 ・ 救急救命士
- ・ 言語聴覚士

2. なお、前項にかかわらず、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和 62 年法律第 30 号)第 39 条第 1 号の規定に該当する者で養成所に入学したものの単位の認定については、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令(平成 20 年厚生労働省令第 42 号)による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則(昭和 62 年厚生省令第 50 号)別表第 4 に定める基礎分野又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第四若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成 20 年文部科学省・厚生労働省令第 2 号)別表第 4 に定める「人間と社会」の領域に限り本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、本学における教育内容に相当するものと認められる場合には、本校看護第 1 学科における基礎分野の履修に替えることができる。

(学科目の評価)

第 20 条 学科目の評価を受ける資格は、履修学科目の全授業時間の出席を 4 分の 3 以上果たした者とする。

(成績の評価)

第 21 条 成績の評価は、学科目を履修し、試験及び臨地実習の規定の時間と評価をみたし運営会議の議を経て単位を認定する。

2. 成績の評価については、学習評価に関する規程に定める。

(追試験・再試験)

第22条 疾病等やむをえない事由で欠席した場合、又は、所定の試験において規定の点数に満たなかった者には、追試験又は再試験を行なう場合がある。但し、この試験は1回を限度とする。該当者は、追試験、再試験願に所定の試験料を添えて願い出る。

(卒業の認定)

第23条 学校長は、別表1の学科目を履修し、その単位を取得した者に対して、運営会議の議を経て卒業を認定する。

2. 学校長は前項の規定により卒業を認めた者には卒業証書（様式1）を授与する。

3. 出席すべき日数の4分の1以上を欠席した者（やむを得ない欠席も欠席扱いとする）は、卒業を認めない。

(称号の授与)

第24条 前条により、医療専門課程看護第1学科、歯科衛生科を修了した者には、専門士（医療専門課程）の称号（様式1）を授与する。

第9章 入学検定料、入学金、授業料、実験実習料及び施設整備費

(入学金、授業料)

第25条 本校の入学検定料、入学金、授業料、実験実習料及び施設整備費は、「別表2」のとおりとする。

2. 修学に必要な事項は、修学費用に関する規程に定める。

第26条 一度納入した入学検定料、入学金、授業料、実験実習料及び施設整備費は、別に定める場合を除き、返納しない。

第10章 健康管理

第27条 本校の学生の健康診断は、学校保健安全法第13条に基づき、毎年1回以上実施する。

2. 学生の健康の維持増進を図るため、学校医及び健康管理担当者を置く。

3. 健康管理に関する運営について必要な事項は、健康管理に関する規程に定める。

第11章 図書室

第28条 本校に図書室を設置し、学生及び教職員の利用に供する。

2. 図書室の運営等について必要な事項は、図書管理に関する規程に定める。

第 12 章 雑 則

第 29 条 本学則施行に関し必要な細則は学則施行細則に定める。

本学則は昭和 51 年 10 月 1 日より実施する。

この改正は昭和 52 年 4 月 1 日より実施する。ただし、昭和 51 年度以前の入学者については、従前の例による。

この改正は昭和 53 年 2 月 1 日より施行する。

この改正は昭和 53 年 4 月 1 日より施行する。ただし、昭和 52 年度以前の入学者については、従前の例による。

この改正は昭和 54 年 7 月 18 日より施行し、昭和 54 年 4 月 1 日より適用する。ただし、学則第 24 条に限り、昭和 53 年度以前の入学者については、従前の例による。

この改正は昭和 55 年 4 月 1 日より施行する。

この改正は昭和 56 年 4 月 1 日より施行する。

この改正は昭和 57 年 4 月 1 日より施行する。

この改正は昭和 58 年 4 月 1 日より施行する。

この改正は昭和 60 年 4 月 1 日より施行する。

この改正は昭和 61 年 4 月 1 日より施行する。

この改正は昭和 62 年 4 月 1 日より施行する。ただし、昭和 61 年度以前の入学者については、従前の例による。

この改正は昭和 63 年 4 月 1 日より施行する。

この改正は平成元年 4 月 1 日より施行する。

この改正は平成 2 年 4 月 1 日より施行する。ただし、平成元年度以前の入学者については、従前の例による。

この改正は平成 4 年 4 月 1 日より施行する。

この改正は平成 5 年 4 月 1 日より施行する。

この改正は平成 6 年 4 月 1 日より施行する。

この改正は平成 7 年 4 月 1 日より施行する。

この改正は平成 9 年 7 月 1 日より施行する。

この改正は平成 11 年 4 月 1 日より施行する。ただし、平成 10 年度以前の入学者については、従前の例による。

この改正は平成 12 年 8 月 23 日より施行する。

この改正は平成 13 年 1 月 8 日より施行する。

この改正は平成 13 年 4 月 1 日より施行する。

この改正は平成 14 年 3 月 1 日より施行する。

この改正は平成 15 年 4 月 1 日より施行する。

この改正は平成１６年４月１日より施行する。

この改正は平成１８年４月１日より施行する。

この改正は平成２１年４月１日より施行する。

この改正は平成２２年４月１日より施行する。ただし、歯科衛生科（修業年限２年）の平成２１年度以前の入学者については、従前の例による。

この改正は平成２３年４月１日より施行する。ただし、看護第２学科の平成２２年度以前の入学者については、従前の例による。

この改正は平成２４年４月１日より施行する。

この改正は平成２６年４月１日より施行する。

この改正は平成２７年４月１日より施行する。

この改正は平成２７年９月１日より施行する。

この改正は平成３１年４月１日より施行する。

（但し、第２０条及び第２３条３項については、平成３０年以前の入学生については、従前の例による。）

この改正は令和４年４月１日より施行する。（保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部改正に伴う。ただし、令和３年度以前の入学生については従前の例による。）

様式 1

看護第 1 学科

	
第 号	卒業証書
年 月 日生	保健師助産師看護師学校養成所 指定規則による本校看護第 1 学科 (修業年限三年)の全課程を修めたので 卒業証書を授与し文部科学大臣 告示により専門士(医療専門課程) と称することを認める
年 月 日	行田医学技術専門学校長
	○ ○ ○ ○

歯科衛生科

	
第 号	卒業証書
年 月 日生	歯科衛生士学校養成所指定 規則による本校歯科衛生科 (修業年限三年)の全課程を修めたので 卒業証書を授与し文部科学 大臣告示により専門士(医療専門課程) と称することを認める
年 月 日	行田医学技術専門学校長
	○ ○ ○ ○

2. 学 則

(別 表)

別 表 1

学則第8条による本校の教育課程は次のとおりとする。

- (1) 看護第1学科
- (2) 歯科衛生科

学科目と時間数の基準

看護第1学科

No. 1

教育内容		学 科 目	単位	時間	1 年		2 年		3 年	
					前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期
基礎分野	科学的思考の基礎	国文学	1	30	1(30)					
		論理学	1	30			1(30)			
		教育学	1	30			1(30)			
		情報科学Ⅰ	1	30		1(30)				
		情報科学Ⅱ	1	15			1(15)			
		医学英語Ⅰ	1	30		1(30)				
		医学英語Ⅱ	1	30			1(30)			
	人間の生活・社会の理解	社会学	1	30	1(30)					
		倫理学	1	30				1(30)		
		心理学	1	30	1(30)					
		人間関係論	1	30		1(30)				
		カウンセリング理論と技法	1	30		1(30)				
		家族論	1	15		1(15)				
		文化人類学	1	15	1(15)					
		小 計	14	375	4(105)	5(135)	4(105)	1(30)		
専門基礎分野	人体の構造と機能	解剖生理学Ⅰ	1	30	1(30)					
		解剖生理学Ⅱ	1	30	1(30)					
		解剖生理学Ⅲ	1	30		1(30)				
		解剖生理学Ⅳ	1	30		1(30)				
		生化学	1	30	1(30)					
		栄養学	1	30		1(30)				
	疾病の成り立ちと回復の促進	薬理学	1	30		1(30)				
		微生物学	1	30	1(30)					
		病理学総論	1	15		1(15)				
		疾病治療論Ⅰ	1	30		1(30)				
		疾病治療論Ⅱ	1	30		1(30)				
		疾病治療論Ⅲ	1	30		1(30)				
		疾病治療論Ⅳ	1	15		1(15)				
		疾病治療論Ⅴ	1	30		1(30)				
		疾病治療論Ⅵ	1	30				1(30)		
		臨床検査	1	15				1(15)		
	健康支援と社会保障制度	医療概論	1	15	1(15)					
		東洋健康科学	1	30	1(30)					
		公衆衛生学	1	30		1(30)				
		社会福祉学	1	30			1(30)			
		関係法規Ⅰ	1	15					1(15)	
		関係法規Ⅱ	1	15					1(15)	
		小 計	22	570	6(165)	11(300)	1(30)	2(45)	2(30)	

教育内容		学 科 目	単位	時間	1 年		2 年		3 年	
					前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期
専 門 分 野	基礎看護学	看護学概論	1	30	1(30)					
		看護研究	1	30				1(30)		
		看護研究演習	1	15					1(15)	
		共通看護技術Ⅰ	1	30	1(30)					
		共通看護技術Ⅱ	1	30	1(30)					
		共通看護技術Ⅲ	1	28		1(28)				
		生活援助技術Ⅰ	1	30	1(30)					
		生活援助技術Ⅱ	1	30	1(30)					
		生活援助技術Ⅲ	1	30		1(30)				
		診療補助技術	1	30		1(30)				
		臨床看護技術	1	30		1(30)				
	地域・在宅看護論	地域と暮らし	1	15	1(15)					
		地域・在宅看護概論	1	24			1(24)			
		家族看護	1	15			1(15)			
		地域・在宅看護援助論	1	20				1(20)		
		地域・在宅看護論演習	1	30				1(30)		
		多職種連携	1	20				1(20)		
	成人看護学	成人看護学概論	1	15		1(15)				
		成人看護援助論Ⅰ	1	28			1(28)			
		成人看護援助論Ⅱ	1	28			1(28)			
		クリティカルケア・周手術期看護	1	30				1(30)		
		成人看護学演習Ⅰ	1	24				1(24)		
		成人看護学演習Ⅱ	1	24			1(24)			
	老年看護学	老年看護学概論	1	15		1(15)				
		老年看護援助論Ⅰ	1	24			1(24)			
		老年看護援助論Ⅱ	1	24			1(24)			
		老年看護学演習	1	15				1(15)		
	小児看護学	小児看護学概論	1	28			1(28)			
		小児看護援助論Ⅰ	1	29				1(29)		
		小児看護援助論Ⅱ	1	26				1(26)		
		小児看護学演習	1	15				1(15)		
	母性看護学	母性看護学概論	1	28			1(28)			
		母性看護援助論Ⅰ	1	28			1(28)			
		母性看護援助論Ⅱ	1	30				1(30)		
		母性看護学演習	1	28				1(28)		
	精神看護学	精神看護学概論	1	15		1(15)				
		精神看護援助論Ⅰ	1	15			1(15)			
		精神看護援助論Ⅱ	1	27			1(27)			
		精神看護学演習	1	15			1(15)			
	領域横断	臨床判断	1	30				1(30)		
		健康支援論	1	15			1(15)			
		薬物療法と看護	1	15			1(15)			
	看護の統合と実践	看護の統合と実践Ⅰ	1	15			1(15)			
		看護の統合と実践Ⅱ	1	15					1(15)	
		看護管理	1	15					1(15)	
		医療安全	1	15					1(15)	
		災害看護・国際看護	1	15					1(15)	
	小 計		47	1083	6(165)	7(163)	16(353)	13(327)	5(75)	

教育内容		学 科 目	単位	時間	1 年		2 年		3 年	
					前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期
専 門 分 野	臨 地 実 習	基礎看護学実習Ⅰ	1	45	(15)	1(30)				
		基礎看護学実習Ⅱ	2	90			2(90)			
		地域・在宅看護論実習Ⅰ	2	90					2(90)	
		地域・在宅看護論実習Ⅱ	2	90					2(90)	
		成人・老年看護学実習Ⅰ	2	90				2(90)		
		成人・老年看護学実習Ⅱ	2	90					2(90)	
		成人・老年看護学実習Ⅲ	2	90					2(90)	
		老年看護学実習	2	90				2(90)		
		小児看護学実習	2	90						2(90)
		母性看護学実習	2	90						2(90)
		精神看護学実習	2	90						2(90)
		統合実習	2	90						2(90)
			小 計	23	1035	(15)	1(30)	2(90)	4(180)	8(360)
	総 計		106	3063	16(450)	24(628)	23(578)	20(582)	15(465)	8(360)
学 年 別				40(1078)		43(1160)		23(825)		

歯 科 衛 生 科

分野	教 育 内 容	学 科 名	総 合		1 年 生		2 年 生		3 年 生		1 単 位 時 間 数
			単 位	時 間	単 位	時 間	単 位	時 間	単 位	時 間	
基 礎	科学的思考の基礎	生 物 学	1	30	1	30					30
		化 学	1	30	1	30					30
		情 報 処 理 学	1	30	1	30					30
	人間と社会生活の理解 (合計10単位)	倫 理 学	1	15	1	15					15
		心理学(コミュニケーション論)	1	30	1	30					30
		文 学 (文 章 表 現 法)	1	15	1	15					15
		運 動 生 理 学	1	15	1	15					15
		歯 科 英 語	1	30			1	30			30
		英 会 話	1	15	1	15					15
	安 全 管 理	1	15			1	15			15	
小 計			10	225	8	180	2	45			
専 門 基 礎	人体の構造と機能（4 単位）	解 剖 学 I	2	60	2	60					30
		解 剖 学 II	1	15	1	15					15
		生 理 学	1	30	1	30					30
	歯・口腔の構造と機能 (5 単位)	口 腔 解 剖 学	2	60	2	60					30
		口 腔 生 理 学	2	30			2	30			15
		生 化 学・口 腔 生 化 学	1	30	1	30					30
	疾病の成り立ちと回復の 促進（6 単位）	病 理 学	1	30	1	30					30
		口 腔 病 理 学	1	30			1	30			30
		微 生 物 学	1	30	1	30					30
		口 腔 微 生 物 学	1	30			1	30			30
		薬 理 学	1	30	1	30					30
		口 腔 薬 理 学	1	30			1	30			30
	歯・口腔の健康と予防に 関わる人間と社会の仕組み (7 単位)	口 腔 衛 生 学	2	60	2	60					30
		歯 科 統 計 学	1	30					1	30	30
		衛 生 学・公 衆 衛 生 学	1	30	1	30					30
		衛 生 行 政・社 会 福 祉 学	2	30					2	30	15
		社 会 保 険 制 度	1	30					1	30	30
小 計			22	585	13	375	5	120	4	90	
専 門	歯科衛生士概論（2 単位）	歯 科 衛 生 士 概 論 I	1	15	1	15					15
		歯 科 衛 生 士 概 論 II	1	15					1	15	15
	臨床歯科医学（10単位）	保存修復・歯内療法学 I	1	30	1	30					30
		保存修復・歯内療法学 II	1	15			1	15			15
		歯 周 療 法 学	1	30	1	30					30
		歯 科 補 綴 学	1	30	1	30					30
		口 腔 外 科 学	1	30	1	30					30
		小 児 歯 科 学	1	30			1	30			30
		歯 科 矯 正 学	1	30	1	30					30
		高 齢 者 歯 科 学	1	15			1	15			15
		障 害 者 歯 科 学	1	15			1	15			15
		有 病 者 歯 科 学	1	15			1	15			15
	歯科予防処置論（8 単位）	う 蝕 予 防 処 置 法	2	60	2	60					30
		予 防 的 歯 石 除 去 法 I	2	60	2	60					30
		予 防 的 歯 石 除 去 法 II	3	90			3	90			30
		予 防 的 歯 石 除 去 法 III	1	30					1	30	30
	歯科保健指導論（7 単位）	歯 科 保 健 指 導 I	1	30	1	30					30
		歯 科 保 健 指 導 II	2	60			2	60			30
		歯 科 保 健 指 導 III	1	15					1	15	15
		口 腔 保 健 管 理 I	1	30			1	30			30
		口 腔 保 健 管 理 II	1	15					1	15	15
		栄 養 指 導	1	30					1	30	30
	歯科診療補助論（9 単位）	歯 科 診 療 補 助 I	2	60	2	60					30
		歯 科 診 療 補 助 II	1	45			1	45			45
		歯 科 診 療 補 助 III	1	30					1	30	30
		介 護 技 術	1	30			1	30			30
		歯 科 材 料 学	1	15					1	15	15
		臨 床 検 査 法	1	30	1	30					30
		歯 科 放 射 線 学	1	30			1	30			30
		看 護・救 急 蘇 生 法	1	15					1	15	15
		臨地・臨床実習 (20単位)	臨 地・臨 床 実 習 I	1		1	45				
	臨 地・臨 床 実 習 II		7	900			7	315			45
	臨 地・臨 床 実 習 III		12						12	540	45
小 計			56	1845	15	450	21	690	20	705	
選 択 必 修	(8 単位)	歯 周 基 本 治 療 学	2	30					2	30	15
		隣 接 医 学	1	15			1	15			15
		摂 食 嚥 下 療 法	1	15			1	15			15
		リハビリテーション学	1	15			1	15			15
		東 洋 医 療	1	15					1	15	15
		接 遇・面 接 技 法 論	1	15			1	15			15
		総 合 演 習	1	15					1	15	15
小 計			8	120			4	60	4	60	
合 計			96	2775	36	1005	32	915	28	855	

別 表 2

学則 25 条による入学検定料、入学金、授業料、実験実習料及び施設整備費は次のとおりに定める。

科 別	入学検定料	入学金	授業料	実験実習料	施設整備費
看護第 1 学科	25,000 円	(入学時のみ) 400,000 円	(年 額) 420,000 円	(年 額) 180,000 円	(年 額) 120,000 円
歯科衛生科	10,000 円	(入学時のみ) 100,000 円	(年 額) 420,000 円	(年 額) 240,000 円	(年 額) 120,000 円

2. 授業料、実験実習料及び施設整備費は次のとおり分納する。

納入 1 期（4～7 月分） 4 月 10 日までに納入

納入 2 期（8～11 月分） 8 月 10 日までに納入

納入 3 期（12～3 月分） 12 月 10 日までに納入

3. 休学中の場合でも、授業料の半額は納入しなければならない。

便

覽

沿革

昭和 7 年11月	大阪接骨学校設立認可
8 年10月	大阪接骨学校開設
9 年10月	大阪接骨学校附属行岡外科病院開設
16年 2 月	行岡外科病院附属関西看護婦学校開設
23年 7 月	財団法人行岡保健衛生学園設立。大阪接骨学校を日本高等整復学校に改名。
23年 7 月	大阪鍼灸マッサージ学校開設
24年 2 月	日本高等マッサージ学校に改名
25年 2 月	大阪労働衛生管理者学校開設
25年12月	行岡外科病院が、医療法人行岡医学研究会行岡病院となる
26年 4 月	大日本レントゲン学校開設
27年 4 月	関西看護婦学校が大阪准看護婦学校となる
29年12月	財団法人行岡保健衛生学園が学校法人行岡保健衛生学園となる
37年 3 月	大日本レントゲン学校が日本医学技術レントゲン学校となる
38年 4 月	日本医学技術レントゲン学校に医学技術科（衛生検査）を増科
40年 4 月	日本医学技術レントゲン学校が、日本医学技術学校となり、医学技術科を衛生検査科と改名し、なお歯科技工科を増科
40年 8 月	日本医学技術学校へ、歯科衛生科を増科
45年 3 月	日本医学技術学校へ、リハビリテーション科・高等看護科を増科
45年 9 月	日本医学技術学校へ、放射線専攻科を増科
46年 3 月	衛生検査科が臨床検査科となる
46年 8 月	大阪准看護婦学校を、日本医学技術学校へ准看護科として増科
51年10月	専修学校制度により、専門学校としての認可を受け、行岡医学技術専門学校に校名を変更
57年 3 月	高等看護科が看護科となる
63年 4 月	近畿医療技術専門学校開校
平成 5 年 4 月	行岡整復専門学校 茨木校舎へ移転 行岡リハビリテーション専門学校開校
11年 4 月	行岡医学技術専門学校 看護第 1 学科を増科 看護科が看護第 2 学科となる
12年 3 月	行岡医学技術専門学校 准看護科廃止
12年 4 月	行岡整復専門学校 整復科夜間課程増設
13年 4 月	行岡鍼灸専門学校 鍼灸科夜間課程増設
14年 4 月	行岡リハビリテーション専門学校 理学療法学科夜間課程増設
16年 3 月	行岡医学技術専門学校 歯科技工科廃止
18年 3 月	近畿医療技術専門学校 臨床検査科夜間部廃止
19年 3 月	近畿医療技術専門学校 放射線科夜間部廃止
21年 3 月	行岡整復専門学校 整復科夜間部廃止
21年 4 月	行岡整復専門学校 本庄校舎へ移転
24年 3 月	行岡医学技術専門学校 看護第 2 学科廃止 行岡リハビリテーション専門学校 理学療法学科夜間部廃止
24年 4 月	大阪行岡医療大学開学
25年 9 月	行岡鍼灸専門学校、行岡整復専門学校を廃止し、 近畿医療技術専門学校に統合し、校名を大阪行岡医療専門学校長柄校に変更
27年 9 月	行岡医学技術専門学校 本庄校舎へ移転
令和 4 年 3 月	大阪行岡医療専門学校長柄校 整復科廃止
現在	学校法人 行岡保健衛生学園 大阪行岡医療大学 医学部 理学療法学科 行岡医学技術専門学校 歯科衛生科、看護第 1 学科 大阪行岡医療専門学校長柄校 放射線科、臨床検査科、鍼灸科

行岡学園歌

行岡忠雄 作詞

久家保義 作曲



行岡学園歌

作詞 行岡忠雄 (初代理事長)
作曲 久家保義

一、医学の技術国境越えて

広く知識を世界に求め

蛭雪学ぶ若人我等

人の命の尊さよ

行岡学園 栄えなん

二、淀の流れと生駒の空に

パラメディカルの殿堂そびえ

見えぬ疾病に光明を照らす

人の命の尊厳さよ

行岡学園 永久に

三、人間医学の真理を求め

高き理想のファイトに燃ゆる

集う同胞この学び舎に

人の命の貴重さよ

行岡学園 我々が母校

試験についての詳細

1. 試験については、各学校の学則及び各科の内規による。

2. 受験における注意

- (1) 受験者は必ず学生証を机上に掲示すること。
- (2) 遅刻者は原則として受験を認めない。
- (3) 試験場内では監督者の指示に従うこと。
- (4) 試験中不正行為を行った者は、進級及び卒業できない。
- (5) その他試験に関する連絡事項等は教務より掲示される。

学 生 心 得

1. 服 装

- (1) 本校学生として品位を損うことがないようにしなければならない。
- (2) 実習実験の際は、指定の実習衣を必ず着用する。
- (3) 式典時は正装のこと。

2. 学生証（身分証明書）

- (1) 本校では身分証明書として学生証を発行している。
常に携帯していなければならない。
- (2) 学生証を紛失または住所変更した時は、必ず再交付を受けること。
(紛失の場合は写真が1枚必要)
- (3) 学籍を離れた時は直ちに返却しなければならない。

3. 出席・欠席

- (1) 教務および担当講師が出欠を調査する。
- (2) 授業開始後の入室者は遅刻とする。
- (3) 授業開始後30分を過ぎての入室者は欠席とみなす。
- (4) 遅刻早退は3回をもって欠席1時限とする。
- (5) 学生の近親（2親等以内）が死亡した場合は所定の手続（保証人連署の忌引願）を経ると、
下記の日数の間は欠席の取扱いをしない。

配偶者（夫 妻）	7日以内
1親等（親 子）	7日以内
2親等（祖父母 兄弟姉妹 孫）	4日以内

(この届出は事故発生後7日以内に行なわれなければ無効となる)

4. 公 示 伝 達

- (1) 学生に対する公示伝達は主として所定の掲示板に掲示する。
- (2) 掲示に不明な点があれば教務に問い合わせること。（見落としの場合、責任は一切本人にある）
- (3) 学生が掲示を希望するときは、教務主任に掲示物を提示して許可の捺印を受けた後、所定の場所に掲示すること。その責任はすべて掲示者が負わなければならない。

5. 現住所の届出

学生は入学後現住所を所定の用紙を用いて届出なければならない。住所を変更した場合も、その都度変更届を提出しなければならない。

6. 団体結成集会

学生が団体の設立、団体への参加、学内で集会をしようとするときは、7日前までに必ず教務主任へ届け出て許可を得ること。

7. 学内施設の利用

- (1) クラブ活動等で学内施設や器具等を使用する場合は、所定の様式で届け出て教務主任の許可を受けなければならない。

万一破損紛失の場合は原則として弁償しなければならない。

- (2) 使用後は直ちに整理、整頓して教務にその旨を届け出ること。
- (3) 図書館の利用については「行岡学園図書館閲覧規程」による。

8. 事故等の連絡

学園内で事故のあった場合は速やかに教務まで届け出ること。

9. 授業料、実験実習料及び施設整備費は次のとおり分納する。

納入方法はすべて銀行振込みとする。

(用紙は本校交付のものを使用すること)

学則の別表 2. による。

10. 休学の場合、授業料の半額を納入しなければならない。

ただし、退学する場合は、それまでの授業料、実験実習料及び施設整備費を納入のこと。

11. 「スト」のための臨時休講について

報道機関（テレビ、ラジオなど）によるニュースにより下記の時間帯において、大阪府下の公共交通機関がストライキ中であれば休講とする。

- 午前 7 時現在ストライキ中であれば、午前中の講義は休講とする。
- 午前 10 時現在ストライキ中であれば、臨時休校とする。

12. 「非常災害」の臨時休校の措置について

非常災害により大阪府下に「暴風警報」が発令されている場合、臨時休校とする。尚、「暴風警報」が解除になった場合、下記のような措置をとる。

- 午前 7 時までに解除になった場合……平常授業
- 午前 10 時までに解除になった場合……午後から始業（午後 1 時 30 分登校）
- 午前 10 時現在、警報発令中の場合……臨時休校
- 登校中に暴風警報が発令された場合、下校となる。ただし安全確保のため、一時学校に待機する場合もある。

大阪府以外の近畿地方（三重県含む）で、交通機関等に災害がおよぶ場合、それにより登校できない者および学外実習の学生は、別途考慮する。

上記以外の非常災害発生時には、学校長が休校（休講）とする場合がある。

13. 通学は公共交通機関を利用すること。（原則として自動車、バイク、自転車は禁止する）

聴講生に関する規定

（趣 旨）

第 1 条 この規定は、学校法人行岡保健衛生学園の聴講生の学費及びその他の扱いについて必要な事項を定める。

（聴講生の資格）

第 2 条 この規定における聴講生とは、本学園に設置されている専門分野を有する学校の卒業生を対象とする。

（聴講生の種類）

第 3 条 この規定における聴講生は、次に掲げる種類のものをいう。

- (1) 「通年聴講生」とは、年間を通して授業を受ける者をいう。
- (2) 「期間限定聴講生」とは、期間を定めて授業を受ける者をいう。
- (3) 「科目聴講生」とは、必要な科目の授業を受ける者をいう。

（聴講の手続）

第 4 条 聴講生として登録する際の必要な手続書類は次の通りとし、担当教務主任が提出された書類につき精査の上、学校長の許可を得るものとする。

- (1) 聴講許可願
- (2) 授業料等納付領収書
- (3) 写真 1 枚（縦 4 cm×横 3 cm）
- (4) 健康診断書（胸部エックス線写真は 3 カ月以内のものとする）
- (5) 誓約書

（聴 講 料）

第 5 条 聴講料については、別表第 1 の通りとする。

(聴講の留意)

第 6 条 一旦納入された「聴講料」「手数料」等は、理由のいかんを問わず返付しない。

第 7 条 聴講を許可された場合でも、聴講生として相応しくないと認められた場合は許可を取り消すことがある。

第 8 条 授業時間・休日及び図書館閲覧は在校生（学則・規定）に準ずる。

別表第 1

科 別	学 費 の 扱 い
通 年 聴 講 生	年間授業料として200,000円を納入する。 (実験、実習など聴講不可の科目についてはシラバスへ記入されています。)
期 間 限 定 聴 講 生	該当する期間（1期分4ヶ月）の授業料は、100,000円とする。
科 目 聴 講 生	1単位につき30,000円を納入する。 (但し1単位は学則に定めた時間数とします。)

(手数料として身分証明書、図書発行カード等 1,000 円を徴収します。)

図 書 館 閲 覧 規 程

学校法人 行岡保健衛生学園

第 1 章 総 則

第 1 条 行岡学園図書館（以下、図書館という）の図書閲覧については、この規程の定めるところによる。

ただし、長柄校舎については別に定めるところによる。

第 2 条 図書館の図書及び資料を閲覧することができるものは学園教職員講師、学生、卒業生および入館許可者とする。

第 3 条 図書館の開館時間及び休館日は下記のとおりとする。

1. 開館時間 午前 9 時 0 0 分より

午後 5 時 0 0 分まで

・ 6 月 1 日～7 月 3 1 日

・ 8 月 2 1 日～1 2 月 2 5 日

・ 1 月 7 日～2 月末日（平日・土曜日）

（ただし、上記以外の開校日及び夏・冬・春期休暇日は午前 9 時 3 0 分から午後 4 時 5 0 分までとする。）

2. 休 館 日 学園休校日

ただし、図書整理などのため臨時休館することがある。

第 4 条 図書館の図書閲覧は次のとおりとする。

1. 館 内 閲 覧

2. 館 外 貸 出

第 2 章 館 内 閲 覧

第 5 条 館内閲覧しようとする者は次のことを遵守しなければならない。

1. 入館者は入館にあたり、手荷物等は各自のロッカーなどに入れ自己管理すること。

ただし、必要に応じ、私書を持ち込む場合は係員の許可を得ること。

2. 学生は学生証を提示携帯すること。
3. 講師、卒業生等入館許可者は、図書館入館証を提示携帯すること。
4. 入館者は入館にあたり、携帯電話はマナーモードとすること。

第 3 章 館 外 貸 出

第 6 条 館外貸出は図書カードと学生証を係員に提示し、貸出の許可を受ける。

第 7 条 貸出をしない図書は次のとおりとする。

1. 参 考 図 書 (事典・辞書・ハンドブック等)
2. 貴 重 書
3. 雑 誌・新 聞
4. そ の 他 指定する図書。

なお上記の図書については実費で複写できる。

第 8 条 館外貸出の冊数および期間は次のとおりとする。

1. 教職員及び講師 3冊 4週間以内。
ただし、各教務室には永久貸出を認めることがある。
2. 学 生 2冊 1週間以内。
(期間延長は申し出て許可を得ること)

第 9 条 正当な理由なくして貸出期間内に図書を返納しなかった場合、6カ月を限度として貸出を停止する。

第 10 条 利用の図書を亡失、き損および汚損した場合は原則として現物賠償または実費負担とする。

附 則

この規定は、昭和52年9月1日より施行する。

この改正は、昭和59年9月4日より施行する。

この改正は、昭和63年4月1日より施行する。

この改正は、平成5年4月1日より施行する。

この改正は、平成14年4月1日より施行する。

この改正は、平成17年4月1日より施行する。

この改正は、平成19年4月1日より施行する。

この改正は、平成21年4月1日より施行する。

この改正は、平成24年4月1日より施行する。

この改正は、平成26年4月1日より施行する。

この改正は、平成29年4月1日より施行する。

この改正は、平成31年4月1日より施行する。

図 書 館 利 用 案 内

1. 開 館 時 間・休 館 日

図書館閲覧規程に準ずる。

2. 入館にあたって

- (1) 館内への持ち込みは学習用具のみとする。それ以外は、各自のロッカーなどを利用し、自己管理すること。
- (2) 学生証を係員に提示すること。

3. 館内閲覧について

- (1) 全ての資料を自由に閲覧できる。
- (2) 特別の場合には制限する場合がある。
- (3) 閲覧後、必ず元の位置に返却すること。

4. 資料の検索について

(1) 資料分類

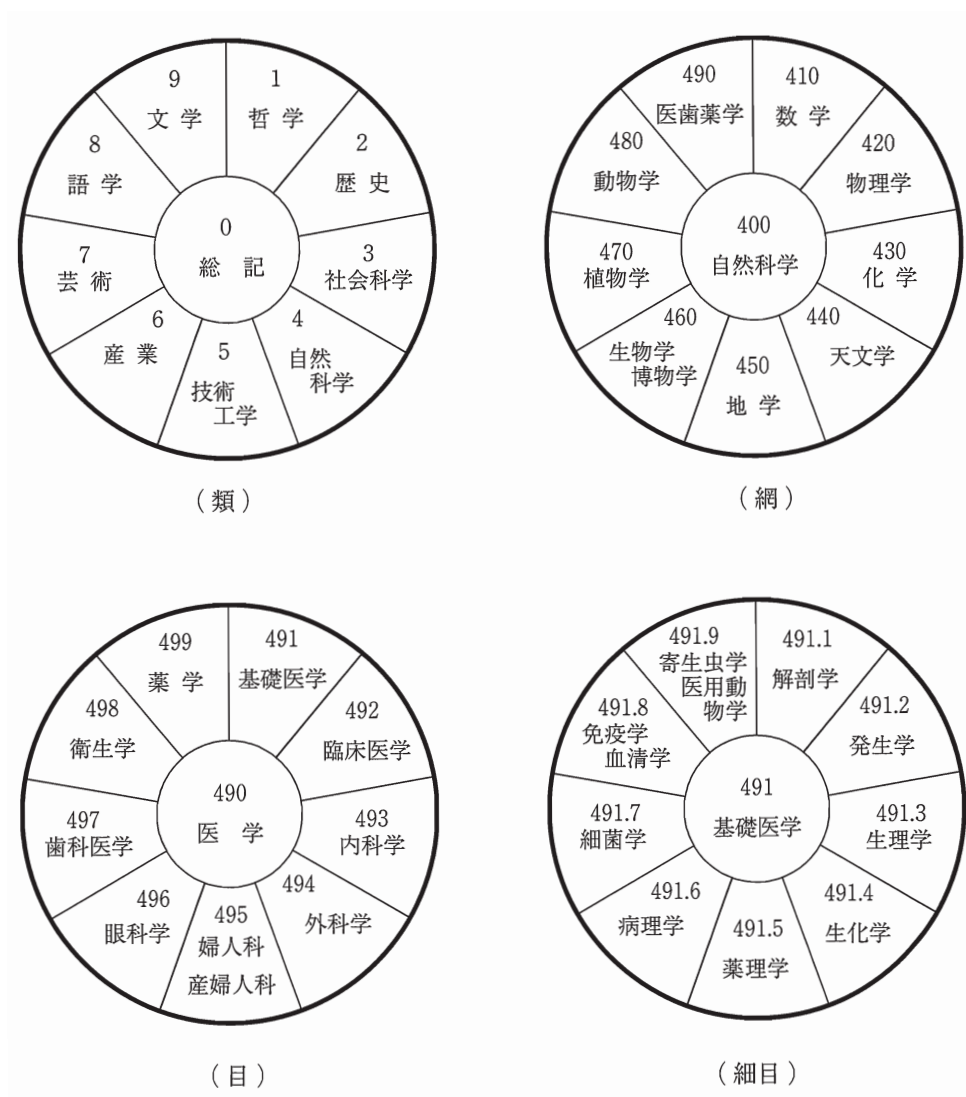
本庄校舎

- 医 学 一 般（基礎医学・臨床医学・衛生学）
（ラベル：赤色）
- 一 般 教 養（ラベル：灰色）
- 歯 科 衛 生（ラベル：緑色）
- 看 護（ラベル：紺色）
- 未製本雑誌（ラベル：なし）
- 参考図書（百科事典・辞典・事典・地図等）
（ラベル：灰色赤線入り）

長柄校舎

- 医学一般（基礎医学・臨床医学・衛生学）
（ラベル：赤色）
- 一 般 教 養（ラベル：灰色）
- 放 射 線（ラベル：黒色）
- 臨 床 検 査（ラベル：黄色）
- 鍼 灸（ラベル：オレンジ色）
- 整 復（ラベル：紫色）
- 未製本雑誌（ラベル：なし）
- 参考図書（百科事典・辞典・事典・地図等）
（ラベル：灰色赤線入り）

この図書館で採用している分類法は「日本十進分類法・第9版」で、その概要は次の通りである。



別置記号は次の通りである。

本庄校舎

M 医学一般
C 一般教養
D 歯科衛生
N 看護
参考図書は記号なし

長柄校舎

KM 医学一般
KC 一般教養
KS(S) 鍼灸
KT(T) 臨床検査
KX(X) 放射線
I・S 整復
参考図書は記号なし

(2) この図書館では

書名目録（書名から資料を探す時に使う、書名の 50 音順配列）

著者目録（著者名から資料を探す時に使う著者名の 50 音順配列）

分類目録（主題から資料を探す時に使う、分類記号順配列）

の 3 種の目録を備え付けている。

カードは下図のような形式である。

	分類番号				
M	4 9 0 . 1	イガクガイロン	1		
↑		医学概論	第 1 部	←	書 名
別置番号		沢潟久敬 著		←	著 者
		出版社→ 創元社	1 9 4 9	←	出版年
4 2 2		ページ数→ 1 1 1 6 P	2 1 cm	←	大きさ
		内容 科学について			

分類番号の前の“M”は、この本が「医学一般」の棚にあることを示す。よって、この“沢潟久敬著”“医学概論”という本は、医学一般の棚の 4 9 0 . 1 の位置に並べられている。

5. 館 外 貸 出

貸出時は、カウンターで図書カードと学生証を提示し、貸出の許可を受けること。

6. 図書購入希望について

「希望図書購入申込書」に記入して提出すること。図書館会議で決定の上、後日通知する。

7. そ の 他

- (1) 利用中の図書紛失や、汚損時は必ず届け出ること。
- (2) 館内では静粛にすること。
- (3) 館内での飲食を禁止する。
- (4) 利用について不明な場合は、係員に申し出ること。

諸 願 届 一 覧

種 類	在 校 生	卒 業 生
在 学 (期 間) 証 明 書	3 0 0 円	1, 0 0 0 円
卒 業 見 込 証 明 書	3 0 0 円	
卒 業 証 明 書		1, 0 0 0 円
成 績 証 明 書	5 0 0 円	1, 0 0 0 円
推 薦 書	1, 0 0 0 円	1, 0 0 0 円
身 上 書 (提出先よりの指定の用紙のみ発行)	5 0 0 円	1, 0 0 0 円
調 査 書 (提出先よりの指定の用紙のみ発行)	5 0 0 円	1, 0 0 0 円
大 学 編 入 学 等 の 証 明 書	1, 0 0 0 円	1, 0 0 0 円
再・追試験願 1 科目につき	3, 0 0 0 円	
保有学生データ開示等 請求	1, 0 0 0 円 (実 費)	1, 0 0 0 円 (実 費)

ただし、上記料金は、進学用・就職用など目的別ではなく、在学生・卒業生の区分のみとする。

- (1) 郵送料（国内・航空便）はすべて実費支払いとする。
- (2) 上記の英文による発行（データ開示以外）は、5, 0 0 0 円とする。
- (3) 学生証（身分証明書）および図書カードの再発行料は、それぞれ 3 0 0 円とする。

各種証明書の発行について

A すべての証明書の発行を求める場合の一般的な注意事項

1. 証明書の発行を請求するには、各証明書に即応した発行願用紙に所定事項を記入し、原則として本人が事務部の窓口へ提出すること。
2. 発行願提出後、特別な場合を除き、交付は5日ほどを要する。
3. 証明書に手数料を要するものは、券売機で支払い、購入した券を添えて申し込むこと。
4. 交付した証明書の内容を訂正してはならない。訂正の必要がある場合、事務部に申し出ること。
5. 電話および電子メールによる申込みは、原則として受け付けない。

B 通学定期の購入について

1. 本校の学生であれば、原則として本校を中心とするJR、私鉄等の公共交通機関の通学定期券を購入できる。
2. 定期券は、現住所から学校までの最短距離区間に限る。
3. 最初の通学証明書発行経路により、学校では通学証明書発行原簿が作成されその後の請求にはこの原簿と照合して証明書を発行する。
4. 住所変更や区間変更は、届け出ること。
5. 定期券発行の指定が取り消されることがあるので、定期券や通学証明書を不正に使用しないこと。

C 学生旅客運賃割引証について

1. 利用距離が100kmを超える際には、学生旅客運賃割引証が交付される場合がある。
2. 上記割引証の請求には、「旅客運賃割引証発行願」の用紙に必要事項を記入の上、事務部へ提出する。
3. 有効期限は発行日から3か月間である。

D 保有学生データの開示について

1. 学生の成績、出欠状況以外の学生自身の個人データの開示を求める時は、所定の請求書を各学科の個人データ管理責任者（教務主任またはそれに代わる専任教員）へ提出する。
2. 個人データ開示は法律、学校教育活動を審査し、その結果（開示、非開示、一部開示）を請求者に通知する。
3. その手数料は1,000円、諸経費がそれを超える場合は実費とする。

授 業 料 等 学 費 納 入 規 程

1. 納入諸費用は、次のとおりである。
A. 入学金 B. 授業料 C. 実験・実習料 D. 施設整備費
2. 諸費用は定められた期日までに納入しなければならない。
3. 無届けで、滞納が長期に及ぶとき次のような処分となる。
(1) 滞納が1か月以上に及ぶときは、諸書類の発行を行わない。
(2) 滞納が4か月以上に及ぶときは、除籍処分となる。
4. 納入期限までに納入出来ない場合は、学納金納付延納願を提出すること。
5. 納入延期の期限については下記のとおりである。
(1) 定められた納入期限より原則として最大2か月以内とする。
(2) 学納金納付延納願を提出後も、滞納が定められた納入期限より4か月以上に及ぶときは、除籍処分とする。
(3) 第3期分の納入期限については最終試験の前日を納入期限とする。
それまでに納入しない場合は、進級および卒業認定の評価は行わない。
6. 留年、休学などによって、次年度も同じ学年に留まる場合、上記の1. B、C、Dは次年度の納入金が適用される。